

平成24年度

港湾空港関係発注者支援業務説明資料

(注意)

※本資料に記載された内容は、平成23年12月時点のものです。今後変更する可能性があるため、今後公告される個別業務の入札説明書等にて十分にご確認下さい。

平成 23 年 12 月 28 日

沖縄総合事務局
開発建設部 港湾空港建設課

－ 目

次 －

1. サービス改革法による民間競争入札の概要	2
2. 平成24年度発注者支援業務の方針	4
3. 発注者支援業務の概要	5
4. 競争参加資格要件の概要	6
5. 契約手続きスケジュール(案)	7
6. 発注者支援業務における競争参加資格要件	8
7. 発注者支援業務における総合評価方式	15
8. 暴力団排除に関する欠格事由の確認	19
9. その他留意事項	20

(参考)

・ 民間競争入札実施要領 (案)	21
・ 競争参加資格申請書の様式集及び添付資料	22
・ 発注者支援業務に関する共通仕様書及び積算基準	30

1. サービス改革法による民間競争入札の概要

1. 「民間競争入札」の導入

平成24年度発注者支援業務においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく民間競争入札(以下、「民間競争入札」と記載)により実施する。なお、一部の案件について、複数年度契約(2年国債)として実施する。

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成23年11月30日……発注者支援業務の実施要項決定。
(電子政府の総合窓口「e-gov」(総務省運営)にて公表中)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155111113&Mode=2>

(港湾空港関係の実施要領)

- 1)発注者支援業務(発注補助業務)民間競争入札実施要項
- 2)発注者支援業務(技術審査補助業務)民間競争入札実施要項
- 3)発注者支援業務(監督補助業務)民間競争入札実施要項
- 4)発注者支援業務(品質監視補助及び施工状況確認補助業務)民間競争入札実施要項

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

2. 平成24年度発注者支援業務の方針

沖縄総合事務局開発建設部が発注する港湾空港関係注者支援業務等については、民間企業からの積極的な参加可能者数の拡大による競争性の確保・向上等を図りつつ、契約手続の適正化を推進しています。

◎改革法に基づく民間競争入札(一部複数年度契約)の導入

さらなる民間事業者の積極的な参加を図るため、公共サービス改革法に基づく民間競争入札及び一部複数年度契約(2年国債)を導入する。

◎一般競争入札(総合評価落札方式)の導入

応募要件を満たす全ての企業が、価格と品質(価格力)による競争に参加できるように、全ての支援業務において一般競争入札(総合評価落札方式)を導入する。(H22年度より実施済)

◎設計共同企業体(JV)の導入

品質確保の向上及び企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、全ての支援業務において設計共同企業体による参加を導入する。(H22年度より実施済)

◎競争参加資格要件の緩和

所定の品質が確保できる範囲内において、企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、競争参加資格の緩和を図ります。(H22年度より実施済)

◎履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価落札方式において履行確実性の評価を設定する。

3. 発注者支援業務の概要

(1) 発注者支援業務の主な業務概要

発注者支援業務(港湾関係)の主な業務内容は以下の通りとしますが、具体的な内容については、各業務の特記仕様書等で確認して下さい。

区 分	主 な 業 務 内 容
発注補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 積算に必要な現地調査 工事発注図書及び数量総括表(数量計算書)の作成 積算根拠資料の作成 積算システムへの積算データ入力
監督補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 請負工事の安全対策の確認等 工事契約上に重大な事案等が発見された場合や災害発生時の対応等
技術審査補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 工事発注資料の作成(入札公告) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理 総合評価項目の分析・整理
品質監視補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 請負工事の施工状況の照合等 工事検査等への臨場 工事契約上重大な事案等が発見された場合や災害発生時の対応等

4. 競争参加資格要件の概要

(1) 入札参加者(企業)及び管理技術者に求める実績要件

① 入札参加者(企業)に関する要件

- ・原則として、「港湾(又は空港)工事に関する建設コンサルタント業務、又は測量・設計等」の受注実績で応募が可能とする。また、設計共同体での参加する場合は、それぞれの構成員が有すること。

② 予定管理技術者に関する要件

- ・港湾(又は空港)の工事に関する発注者支援業務、港湾(又は空港)の工事に関する設計又は施工に関する業務の受注実績に加えて、港湾(又は空港)工事に監理技術者として従事した実績でも応募が可能とする。
- ・業務の管理技術者、又は担当技術者として従事した実績でも応募が可能とする。(照査技術者を除く)
- ・下請、出向又は派遣、再委託等により行った業務実績でも応募が可能とする。

(2) 技術者(管理技術者及び担当技術者)に求める資格要件

- ・一般的に認知されている資格(技術士・RCCM・土木施工管理技士等)にて応募が可能とする。

(3) 中立性要件

- ・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して中立性に関する要件を設定する。

(4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・履行期間中における企業と管理技術者の直接雇用関係を求める要件を設定する。

5. 契約手続きスケジュール(案)

◎H24年1月上旬 発注予定情報公表(新聞・HP・PPI公表予定)

◎入札・開札までの具体的な日程

H24年1月中旬	入札手続開始の公告
H24年2月上旬	申請書、技術提案書の提出期限
H24年2月中旬	予定管理技術者ヒアリング
H24年3月上旬	入札・開札及び 履行確実性の確認
H24年3月上旬	落札予定者の決定
H24年4月1日	契約(履行開始)

注)詳細な日程については入札公告等で確認すること。

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(1)入札参加者(企業)に要求される資格要件

1)単体企業の参加資格要件

- ① サービス改革法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2)設計共同体(JV)の参加資格要件

上記1)単体企業の参加資格要件を満足する者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、沖縄総合事務開発建設部長から設計共同体としての競争参加者の資格認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

3)入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に資本関係や人的関係、又は入札が阻害される基準に該当する関係がないこと。

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

1) 中立・公平性に関する要件

① 入札に当たっての参加資格要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象工事(業務)に参加している者及びその参加していると資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。

② 受注後の他業務への入札に関する事後制限(※参加資格要件には該当しない)

・本業務を受注した受注した者及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

・本業務に担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事(業務)に参加してはならない。

2) 業務実施体制に関する要件

① 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

② 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

③ 設計共同体(JV)の場合は業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

④ 業務内容(量)に対して、担当技術者数が明らかに不足していないこと。

3) その他(監督補助・品質監視及び施工状況確認補助業務)

本業務における連絡体制として、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

※設計共同体(JV)における業務分担について

平成24年度発注者支援業における設計共同企業体(業務実施体制に関する要件)として認める業務区分は、以下に示すとおりである。

設計共同企業体として認める業務の区分

区分	認める業務区分	備 考
業務による区分	・監督補助/技術審査補助/発注補助 等	
事業による区分	・港湾/海岸/空港 等	
区域による区分	・出張所、分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位	
施設による区分	・○○岸壁/△△防波堤/××泊地 等	
工事による区分		

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

3) 企業の業務実績に関する要件

・競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、平成14年度以降に完了した港湾(又は空港)工事に関する業務実績(H23発注者支援業務完了予定業務も含む)を有すること。ただし、地方整備局(港湾空港)及び沖縄総合事務局(港湾空港)が発注した業務については、業務成績点が60点未満は実績として認めない。

区分	競争参加資格要件	備考
発注補助業務 技術審査補助業務 監督等補助業務 品質監視補助業務	・港湾(又は空港)の工事に関する建設コンサルタント業務、又は測量・調査業務を実施した実績※ ※発注者支援業務(発注補助、監督補助、検査補助、etc等)も含まれます。	

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(3)配置予定技術者(管理技術者・担当技術者)に対する要件

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合がありますので、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

区分	資格要件
発注補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)
技術審査補助業務	2. 一級土木施工管理技士
監督等補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者又は一級技術者
品質監視補助業務	4. 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) 5. 発注者支援技術者 ^{注)} Ⅰ種又はⅡ種 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門) 8. その他発注者が同等能力を有すると認定した者

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者をいう。

2) 予定管理技術者の恒常的雇用関係

予定管理技術者は、契約締結から業務完了までの履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

3) 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・下記に示される「同種又は類似業務」について、**平成14年度以降**に完了した**港湾(又は空港)に関する業務実績**(H23発注者支援業務完了予定業務も含む。)を有すること。
- ・同種又は類似業務の実績は、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める(照査技術者は除く)。発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、**下請、出向又は派遣、再委託**により行った業務実績についても認める。

区分	競争参加資格要件	備考
発注補助業務	(同種)	
技術審査補助業務	・港湾(又は空港)の工事に関する発注者支援業務	
監督等補助業務		
品質監視補助業務	(類似) ・港湾(又は空港)の工事に関する設計又は施工に関する業務 ・港湾(又は空港)工事に監理技術者として従事した実績	・地方整備局(港湾空港)及び沖縄総合事務局(港湾空港)が発注した業務・工事については、業務成績点が60点未満、工事成績点が65点未満の場合は実績として認めない。

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

4) その他(管理技術者)

- ・設計共同体(JV)により実施する場合は、その**代表者の構成員から配置**すること。
- ・管理技術者と担当技術者との**兼任は原則認めない**。

6. 発注者支援業務における競争参加資格要件

5) 担当技術者の資格に関する要件

担当技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合があります。なお、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

区分	資格要件
発注補助業務	(港湾土木の事例※)
技術審査補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
監督等補助業務	2. 一級又は二級土木施工管理技士
品質監視補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者、一級又は二級技術者 4. 公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ) 5. 発注者支援技術者 ^{注)} 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力を有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門) 8. 「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」と同様の実務経験が1年以上の者 9. 港湾(又は空港)関係の技術的行政経験を10年以上有する者 10. その他発注者が同等能力を有すると認定した者

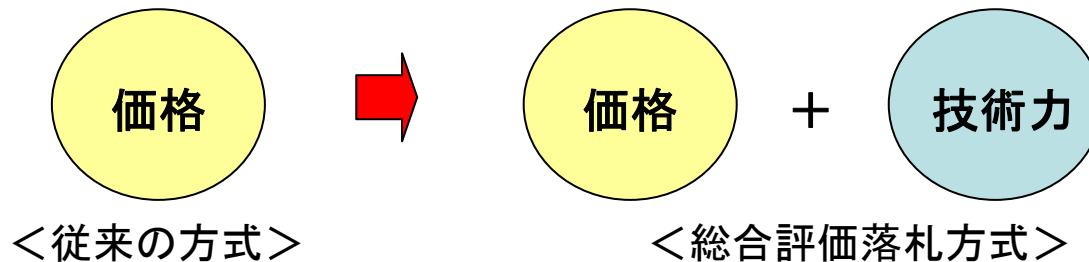
※上記事例は、業務内容が港湾土木工事に関する資格要件です。詳細は入札公告等で確認して下さい。

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者を示す。

7. 発注者支援業務における総合評価方式

(1) 総合評価方式とは？

「総合評価落札方式」とは、応札価格と価格以外の要素（技術力）を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、**「価格」と「技術力」が総合的に優れた事業者を選定**する方式のことである。



(2) 落札者の決定方法（評価値の算定方法）

総合評価落札方式による落札者の決定は、**入札価格**が予決令第79条の規定に基づいて作成された**予定価格の制限の範囲内**にあるもののうち、価格評価点と技術評価点の合計値（**評価値**）が最も高いものを落札者とする。

- ・評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ・価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ・技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)
× (履行確実性度 α)※

（※履行確実性の評価は別紙を参照）

7. 発注者支援業務における総合評価方式

(3) 総合評価方式における評価項目

技術提案等の履行の確保を厳格に評価するため、新たに「**履行確実性**」の評価(ヒアリング等)を行い、技術評価を行う。

発注者支援業務のさらなる品質確保の向上を図るため、新たに**予定担当技術者の専門技術力(業務経験)を評価項目**とする。(H23年度より)

なお、同種又は類似業務の実績のある予定担当技術者を記載した場合、総合評価において優位に評価します。但し、契約時点で記載した内容を満足しない場合は業務成績点の減点措置を行う。

1) 予定管理技術者の経験及び能力

- ① 予定管理技術者の資格
- ② 予定管理技術者の専門技術力(業務経験)
- ③ 予定管理技術者の情報収集力(地域精通度)

2) 予定担当技術者の経験及び能力

① 予定担当技術者の専門技術力(業務経験)

- 3) 実施方針
 - 4) 評価テーマに対する技術提案



※履行確実性を評価する。

(4) 新たな品質確保対策(第三者照査)

低入札価格調査を経て契約した業務等については業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、**契約相手方の負担により第三者照査を実施すること**を義務づけする。

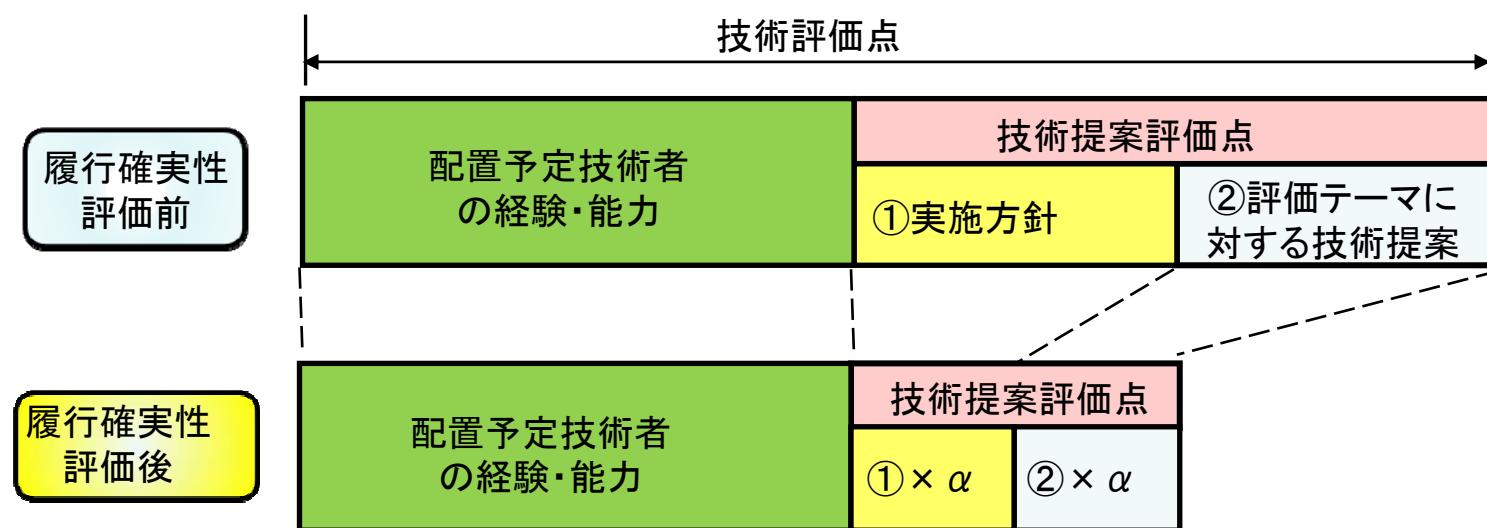
(別紙1)技術提案等に係わる履行確実性の評価

内閣府

中綱総合事務局

調査基準価格が設定される業務(1,000万円以上)においては、技術提案等の履行の確保を厳格に評価するため、評価項目に新たに「**履行確実性**」を加えて技術評価を行う。

確実性の審査は、競争参加資格申請書(履行確実性の審査に必要な部分に限る)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料を基に行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合に、その**履行確実性度(α)**に応じて付与する。



◎審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度(α)」を付与する。

評価	A	B	C	D	E	備考
履行確実性度(α)	1.0	0.75	0.5	0.25	0.0	

(別紙2)品質確保対策(第三者照査)について(試行)

内閣府

総合事務局

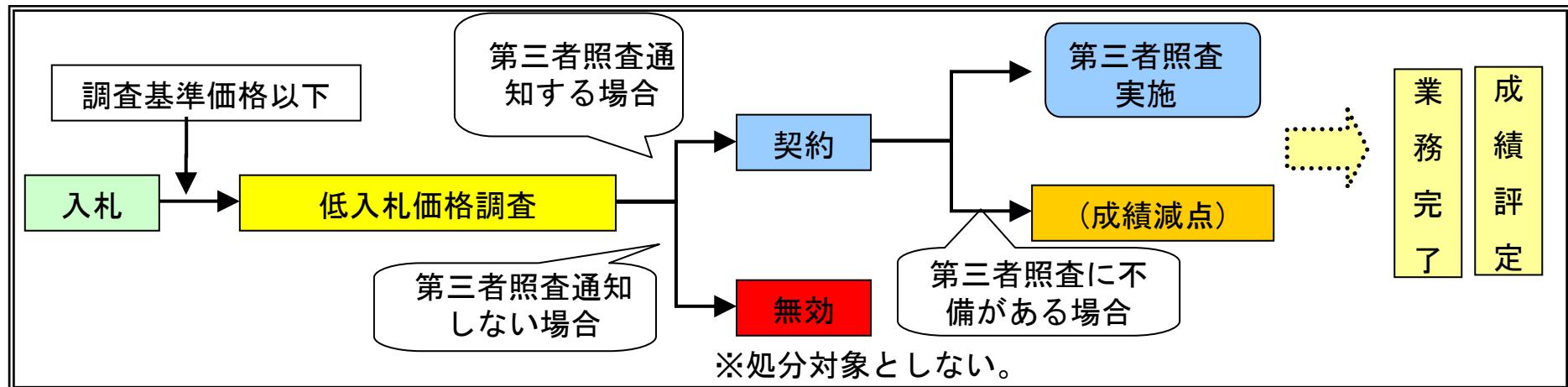
(概要)

低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、**契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけ**を試行する。

(試行対象業務)

(1) 予定価格が1,000万円を超える業務

- ・低入札価格調査に係る資料の提出期限までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。**通知の無い場合は**、「競争契約入札心得について」(H19年11月29日付け府開管理第1028号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、**入札無効**とする。
- ・発注者に通知がある場合、業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時は、その状況に応じて業務成績評定点の減点措置を行う。



(2) 予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務

- ・業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時には、その状況に応じて業務成績評定点の減点措置を行う

8. 暴力団排除に関する欠格事由の確認

発注者支援業務等に係る入札については、競争の導入による公供サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となつたため、一定の欠格事由に該当する者については、入札に参加することができないこととなっています。

当該欠格事由のうち、**暴力団排除に関する欠格事由**に(第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号)関し、入札に参加する事業者がそれらに**該当するか否かを確認**することになっています。

そのため、発注者支援業務等への入札への参加をお考えの事業者におかれでは、下記の資料の提出が必要となります。

(提出資料)

1. 入札参加事業者等確認書
2. 意見聴取対象者に係る確認のための書面
3. 確認用電子データ【Excel】

注)提出先、提出日時及び提出方法が異なる場合があるので、詳細は入札公告で確認すること。

(第1面)

平成 年 月 日

○○地方整備局長 殿

(郵便番号)
入札参加事業者 住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人
氏 名

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1) 業務実施に当たっての留意事項

- 業務の遂行に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備すること。
執務室(デスク、保管庫等を含む)、業務用車輛、業務に必要な市販図書、作業服、安全靴、
ヘルメット、電子機器(パソコン、コピー機等)、セキュリティー対策……等

- なお、特記仕様書において当局の備品・物品(交通船舶等)を使用して良い旨の記載を行う場合があります。具体的な内容については、各業務の入札説明書や特記仕様書にて確認してください。

2) 申請書提出時の留意事項

- システムにより競争参加申請書を提出する場合において、異なった提出先(件名が異なる提出先)の場合は、書類不備として扱うので留意すること。(競争参加資格を認めない)
(例)消波ブロック製作工事と被覆ブロック製作工事を同時に提出しているが、提出先が異なっていた。
(消波ブロック製作工事の申請資料を被覆ブロック製作工事へ提出、被覆ブロック製作工事の申請資料を消波ブロック製作工事へ提出していた)

※電子政府の総合窓口「e-gov」(総務省運営)にて公表していますので、詳細はHPでご確認下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155111113&Mode=2>

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	8
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	12
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	14
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	19
7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	19
8. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	22
9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	23
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	23

発注者支援業務（発注補助業務） 民間競争入札実施要項

平成23年11月

国土交通省、内閣府

○競争参加資格申請確認書(技術資料)の様式一覧表

番号	名称	備考
様式-1	競争参加資格確認申請書	
様式-2	企業の業務実績	
様式-3	配置予定管理技術者等の経歴等	保有資格、近隣地域の経験
様式-4	配置予定管理技術者の同種又は類似の実績	
様式-5	業務実施体制	
様式-6	配置予定担当技術者の実務経験	
様式-7	業務の実施方針	
様式-8	評価テーマに対する技術提案	複数の場合は、それぞれ記載する。
様式-9	中立性に関する要件	
様式-10	法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと等を示す誓約書	

※入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意すること。

※不明な部分が生じたら、発注機関に文書にて問い合わせすること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

(様式-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局 開発建設部長 中野 則夫 殿

提出者) 住 所
電話番号
FAX
会社名 ○○建設コンサルタント(株)
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
FAX

設計共同体の場合は、以下のように記入すること】

共同体の所在地
○○業務△△・□□設計共同体
△△コンサルタント(株) 役職名 氏名 印
(株) □□コンサルタント 役職名 氏名 印

入札公告等で確認すること

平成〇年〇月〇日付けで入札公告のありました〇〇港〇〇〇〇〇〇業務に係る競争に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないと並びに競争参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注1: 業務発注担当部署の承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(380円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です

(様式-2)

・平成14年度以降に完了した企業の業務実績

対象業務	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
住所	
TEL	
技術的特徴	

※対象業務には、入札説明書の「業務実績に関する要件」に関する業務とする。

※設計共同体により申請する場合は、各企業毎に作成する。

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、過去に受注した業務実績が分かるよう
に具体的に記述すること。

※提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場合は欠格と判断があるので、
補足資料として業務内容が判定できる資料(特記仕様書、図面等)を添付してもよい。

※TECRIS未登録のものは契約書の写し(鏡のみでよい)を添付すること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

(様式－3)

・配置予定管理技術者の経歴等

①氏名 ふりがな	②生年月日 才
③所属・役職	
<p>④保有資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士 (部門: 分野:) ・登録番号: ・取得年月日: ・土木学会特別上級・上級又は一級技術者 ・登録番号: ・取得年月日: ・RCCM (部門:) ・登録番号: ・取得年月日: ・RCCMと同等の能力を有する者 (部門:) ・登録番号: ・合格年月日: ・1級土木施工管理技士 ・登録番号: ・取得年月日: ・発注者支援技術者 ・登録番号: ・取得年月日: ・公共工事品質確保技術者 ・登録番号: ・取得年月日: ・APECエンジニア (業務に該当する部門) ・登録番号: ・取得年月日: ・その他 : 	

※保有資格については、資格者証や合格証明証の写しを添付すること。

・配置予定管理技術者の当該地域で従事した同種又は類似業務の経験 (平成14年度以降)

業務分類	業務名	発注機関	入札公告等で確認すること	履行期間
同種	TECRIS登録番号			
類似				
実績無し				
※いずれかを○で囲う				
地域 (府県・市町村名)	役職	従事期間		
○○県○○市				

※業務実績は代表的なものを1件記載する。(地域精通度を評価する)

※提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場合は下位と判断することがあるので、補足資料として同種及び類似の判定できる資料(特記仕様書、図面等)を添付してもよい。

※TECRIS未登録のものは契約書の写し(鏡のみでよい)及び技術者通知書(管理、主任、担当等)の写しを添付すること。

(様式－4)

・予定管理技術者の同種又は類似業務の実績 (平成14年度以降)

業務分類	同種業務	類似業務	※いずれかを○で囲むこと
業務名			
TECRISの登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注機関名 住所 TEL			
業務の概要			
業務の技術的特徴			
当該技術者の業務担当の内容			

※業務分類は、入札説明書の「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」・「類似業務」の何れかを記載する。

※○○には、「管理」「担当」の何れかを記載する。

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、同種又は類似業務が分かるように具体的に記述すること。

※同種・類似業務の判定が、提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場合は下位又は欠格と判断することがあるので、補足資料として同種及び類似の判定できる資料(特記仕様書、図面等)を添付してもよいものとする

※TECRIS未登録のものは契約書の写し(鏡のみでよい)及び技術者通知書(管理、主任、担当等)の写しを添付すること。

※下請け、出向等の業務実績を記載する場合、同種又は類似の判定ができる資料及び元請との関係が判明できる資料を添付すること。

※直接雇用関係が証明できる資料を添付すること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

(様式-5)

・業務実施体制

分担業務の内容	人 数	備 考

※業務の分担について記載するものとする。（業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。）

※業務の分担については、設計共同体（JV）として認める業務区分とし、明確に記載すること。

※設計共同体（JV）により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

※他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数	人	

※設計共同体（JV）により業務を実施する場合は、代表者が管理技術者を配置すること。

(様式-6)

・平成14年度以降に完了した予定担当技術者の業務経験
(同種、類似、その他)

番号	担当技術者	業務分類（業務経験）	備 考
1	担当者A	同種業務 類似業務 その他(実績無し) ※いずれかを○で囲うこと。	
2	担当者B	同種業務 類似業務 その他(実績無し) ※いずれかを○で囲うこと。	
3			
5			
6			
7			

注) 上記表にて不足する場合は適宜追加すること。

※様式-5に記載した配置予定担当技術者の全人数分を記載すること。

※業務分類は、入札説明書の「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に規定する業務と同様とする。

※「同種業務」、「類似業務」、「その他(実績無し)」のいずれかを○で囲うこと。

なお、配置予定担当者が未定の場合は、「その他(実績なし)」とすること。

※配置担当技術者は、「担当技術者A、B、C・・・」とし、氏名を記載する必要はない。また、保有している資格や業務経験が確認できる資料についても添付する必要はない。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

(様式-7)

・業務の実施方針

業務の実施方針

(A4サイズ2枚以内とする。なお、所定の枚数以外は評価しない)

(様式-8)

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ:

(A4サイズ1枚以内とする。なお、所定の枚数以外は評価しない)

複数の評価テーマがある場合は、評価テーマ毎に作成すること。

入札公告等で確認すること

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

(様式一九)		(様式一〇)	
<p>・中立性に関する要件</p> <p>1. 中立・公平性に関する要件</p> <p>1) 本業務の履行期間中に工期がある本業務の対象工事(業務)の受注(下請け)の有無</p> <p style="text-align: center;">受注(下請け)している 受注(下請け)していない</p> <p>2) 上記1)の本業務の対象工事(業務)を受注(下請け)している者と資本面・人事面での関係の有無</p> <p style="text-align: center;">関係がある 関係がない</p>		<p>分任支出負担行為担当官 ○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告がありました〇〇〇〇〇業務(以下「本業務」という。)について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。 また、暴力団排除に関する欠格事由(法第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号)について沖縄総合事務局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。 なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存ありません。</p> <p>(注1) 設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。 (参考) 暴力団関係者:暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。</p>	
<p>2. 本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。</p> <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事(業務)に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事(業務)に参加してはならない。</p> <p>※「対象工事(業務)に参加」とは、当該工事(業務)の入札に参加すること、当該工事(業務)の下請けとしての参加をいう。 ※資本面・人事面で関係があるとは、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。 (1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合</p> <p style="text-align: center;">遵守する 遵守しない</p>		<p>※いずれかに○で囲うこと。</p>	

※提出資料(添付資料を含む)・TECRIS/CORINS登録で確認できない場合は、欠格又は無評価(0点評価)とするので十分に注意すること。

1. 企業の業務実績及び配置予定技術者の資格業務経験が証明できる資料の写し

1) 企業の業務実績及び配置予定技術者の業務経験が確認できる資料として、(財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に登録され、業務内容が確認できる場合は、その**出力データを証明資料として添付すること**。(業務内容が確認できない場合は2)による)

2) 測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に未登録の場合は以下の通り。

- ①過去に受注した業務実績として記載した**業務が確認できる資料**(契約書、特記仕様書、業務計画書等)の写しを添付すること。
- ②配置予定管理技術者の同種又は類似の業務経験として記載した**業務が確認できる資料**(契約書、特記仕様書、経歴書、管理技術者届、業務計画書等)の写しを添付すること。なお、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績の場合は、その旨が証明できる資料の写しを添付すること。また、発注者の立場として業務に従事した場合は、その業務に従事したことが類推できる経歴書等を添付すること。

2. 配置予定管理技術者の有する**資格が証明できる書類**を添付すること。

3. 配置予定管理技術者の**直接雇用関係が証明できる資料**を添付すること。なお、直接雇用が成立していない場合は、契約締結日までに成立する趣旨の証明書等を添付すること。

添付資料(健康保険証等)の留意事項

配置予定管理技術者の雇用関係を確認する資料の提出について

資料提出時に「直接的な雇用関係があることが確認できる資料」の添付をお願いしていますが、健康保険証等は、社会信用度の高い身分証明書となっており、個人情報の保護や不正行為(医療機関への不正受給、金融機関からの不正借り入れ等)を未然に防止する等の観点から、以下のとおり取り扱いをお願い致します

- 1) 健康保険証の写しを添付する場合は、**最低限必要な部分のみを明示**するように、不必要的部分は、**必ず黒塗り(塗り潰し)**を行い、提出して下さい。
- 2) なお、その他公的機関が発行した書類で継続雇用が確認できる書類を添付する場合も、同様に必要な部分以外は、**黒塗り(塗り潰し)**を行い、提出して下さい。

(健康保険証の写しを提出する場合の黒塗り例)



(必要な部分)

1. 氏名
2. 生年月日
3. 資格取得年月日
4. 所属事業所名

(参考)共通仕様書及び積算基準

～国土交通省(本省)港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ～

港湾関連事業の実施に係る透明性の確保を、更に迅速且つ強化する観点から、各種基準類、マニュアル類の改訂や運用のための通達等について、国土交通省港湾局ホームページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html

◎積算基準等に係る情報

1. 契約変更事務ガイドライン(案)
2. 見積参考資料の開示に係る当面の運用について
3. 港湾等発注者支援業務積算基準(平成23年度版)
4. 水中部施工状況調査積算基準について
5. 工事請負標準契約書第25条第5項の運用について
6. 維持管理計画書策定費及び現地調査費積算基準(暫定案)について
7. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について
8. 「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の主要改訂内容(概要)について
9. 「港湾請負工事積算基準」の平成23年度標準賃金について
10. 海象観測データ信頼性維持検討業務積算基準(暫定案)について

(平成23年12月末現在)

注)今後、改正される場合がありますのでご留意下さい。

◎施工基準等に係る情報

1. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成23年3月)
2. 発注者支援業務共通仕様書(平成23年1月)
3. 水中部施工状況調査の手引き(平成23年1月)
4. 請負業務成績評定要領(一部改訂)について
5. 請負業務成績評定基準の一部改訂について
6. 港湾工事共通仕様書(平成23年3月)
7. 請負工事成績評定要領の制定について
8. 請負工事成績評定基準の制定
9. 施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払い等の試行について(一部変更)
10. 施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の一部変更について
11. 出来高部分払方式試行実施要領の一部変更について
12. 総価契約単価合意方式試行実施要領の一部変更について

(参考)共通仕様書及び積算基準

港湾等発注者支援業務共通仕様書(H23年1月改訂版)

港湾等発注者支援業務共通仕様書 平成23年1月改訂

第1編 総 則

第1章 共通編

1－1－1 適用範囲

- 1) 港湾等発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾及び海岸工事に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 本業務の書類の様式等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）に準ずるものとする。

1－1－2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 2) 「契約書」とは、港湾設計・測量・調査等業務請負契約書をいう。
- 3) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 4) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 5) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図すべく、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 7) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対する、発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類であり、契約書に添付された書面をいう。
- 8) 「入札説明書」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 9) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき調査職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、調査職員が承諾した図面を含むものとする。
- 11) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 12) 「受注者」とは、業務の実施に關し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般繼承人をいう。
- 13) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 14) 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への通知等を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。

※詳細は国土交通省港湾局HPで確認して下さい。

- 15) 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議の処理（重要なものの及び軽易なものは除く。）、業務内容の変更（重要なもの及び軽易なものは除く。）、一時中止の必要があると認める場合における総括調査員への通知を行い、調査員の指揮監督を行う者をいう。
- 16) 「調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち軽易なものの処理及び軽易な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における主任調査員への通知を行う者をいう。
- 17) 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき業務の完了検査及び指定部分検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 18) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に關し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 19) 「担当技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で管理技術者のもので業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者（管理技術者を除く。）をいう。
- 20) 「管理技術者等」とは、受注者が定め発注者に通知した者であり、管理技術者及び担当技術者を総称している。
- 21) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき調査職員が管理技術者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 22) 「通知」とは、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、業務の遂行に關する事項について書面によりお互いに知らせることをいう。
- 23) 「契約書」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 24) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは調査職員と受注者又は管理技術者が書面により同意することをいう。
- 25) 「質問」とは、不明な点に關して書面をもって問うことをいう。
- 26) 「回答」とは、質問に對して書面をもって答えることをいう。
- 27) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 28) 「提出」とは、受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは調査職員に対し、又は発注者若しくは調査職員が受注者若しくは管理技術者に對し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 30) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 31) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に歸すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 32) 「工事入札参加者」とは、地方整備局が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる競争参加資格確認申請書等を提出した企業をいう。
- 33) 「競争参加資格確認申請書等」とは、技術審査業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価落札方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。

(参考)共通仕様書及び積算基準

発注者支援業務積算基準(平成23年度版)について

・H23年度発注者支援業務より、従来の積算手法から、企業会計の考え方方にそった「**新たな積算手法**」へ移行している。

港湾等発注者支援業務積算基準（案）

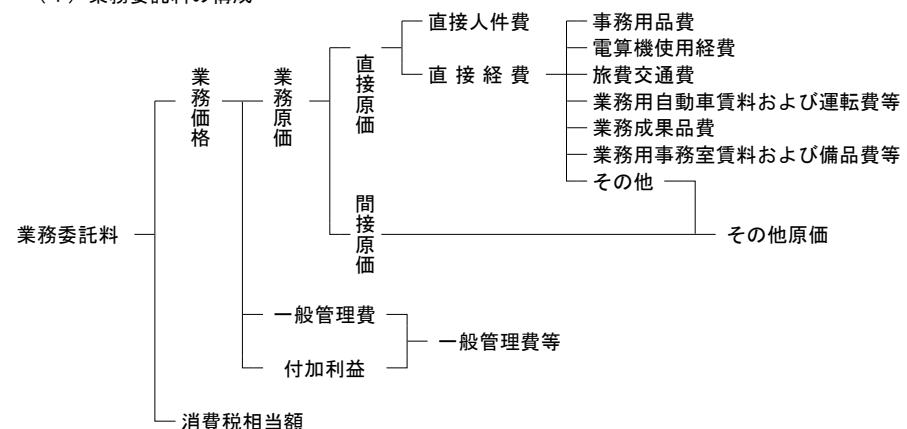
第1章 総則

1-1 適用範囲

この積算基準は、国土交通省（港湾空港関係に限る）が発注する港湾および海岸工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。発注者支援業務とは、発注補助業務、技術審査補助業務、品質監視補助業務、施工状況確認補助業務および監督補助業務をいう。

1-2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



※詳細は国土交通省港湾局HPで確認して下さい。

○業務委託料の積算方法

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) \times (1 + \text{消費税率})
 \end{aligned}$$

※設計業務委託等技術者単価については、国土交通省HPにて公表されています。〈H24は未公表〉
<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/tanka.html>

資料－2

暴力団排除に関する欠格事由の確認について（案）

平成23年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となったため、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であることを記載した誓約書（別紙1）を提出すること。

2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、当該資料は、沖縄総合事務局開発建設部各機関が入札公告をする発注者支援業務等に共通して用いるため、当該発注者支援業務等のうち複数のものに参加する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1通ずつ提出すればよいことに留意すること。

（1）提出先

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

沖縄総合事務局 開発建設部 ○○課 ○○係

電話 098-866-○○○○

電子メール ○○@ogb.cao.go.jp

(2) 提出期限

平成24年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇：〇〇

(3) 提出資料

①入札参加事業者等確認書（様式1に則ること。）

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

（参考1及び参考2を参照のこと。なお、確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。）

③確認用電子データ（様式2に則ること。）

(4) 提出方法その他留意事項

1) 上記（3）①から③の資料の提出方法は、次のとおりとする（なお、各資料のデータを1枚のCD-R等にまとめて記憶させて差し支えない）。

①入札参加事業者等確認書

原本を郵送するとともに、PDF化したデータを記憶させたCD-R等を郵送すること。

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

原本を郵送するとともに、PDF化したデータを記憶させたCD-R等を郵送すること。

③確認用電子データ

（1）のアドレス宛に電子メールの添付文書として送信するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等を郵送すること。

2) 上記（3）②記載のとおり確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいが、その提出期限については、落札予定者の通知とともに通知する。なお、提出先は（1）まで、持参又は郵送にて提出すること。

様式1 入札参加事業者等確認書

様式2 確認用電子データ作成様式

参考1 意見聴取対象者等

参考2 暴力団排除に関する欠格事由

平成 年 月 日

沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名 ㊞

(法人にあっては、代表者氏名)

④ 法定代理人
氏 名]

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - ① 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - ② 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日 (性別)	本籍	
		住所	
		所有株式数又は出資金額	割合
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

イ 主要株主・主要出資者が法人の場合

(記載上の注意)

- 1 主要株主とは、発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主をいいます。
 - 2 主要出資者とは、出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいいます。
 - 3 割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×100」とします。
 - 4 法第10条第9号の親会社等に該当する場合は、第6面の「5親会社等」欄に記載して下さい。
 - 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第4面の次に、法人の場合は第5面の次にそれぞれ添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日(性別)	本籍		
		住所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合
	()			

○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第3条第1項第1号から第3号まで）を記載して下さい。
 - ① その株主（株主総会において決議をできる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第1号）
 - ② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えてること。（第2号）
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第3号）
- 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法 人 の 商 号 又 は 名 称		本 稷
フ リ ガ ナ	生年月日 (性別)	住 所
氏 名	役職名又は名称	

	()	
	()	
	()	
	()	

	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第3面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提 出 書 類 一 覧 表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】		
①	落札事業者（個人）	
②	落札事業者（個人）の法定代理人※2	
③	落札事業者（法人）の役員	
④	落札事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤	落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3	
⑥	落札事業者（法人）の親会社等※4（個人）	
⑦	落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧	落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨	落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩	落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5		
⑪	入札参加事業者（法人）	
⑫	入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
3 戸籍抄本※6		
⑬	入札参加事業者（個人）	
⑭	入札参加事業者（法人）の役員	
⑮	入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯	入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
4 未成年者登記簿の謄本※7		
⑰	入札参加事業者（個人）	
⑱	入札参加事業者（法人）の役員	
⑲	入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳	入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいことに留意して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

(記入上の注意)

- 注1) 意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。

注2) 「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者(貴社)において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい(例 代表取締役、親会社の役員、主要株主、事業者の法定代理人など)。

注3) 「氏名漢字」欄は、全角で入力し、姓と名の間を全角で1スペース空けて下さい。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。

注4) 「氏名カナ」欄は、「氏名漢字」欄を入力すると自動入力されます(=ASC(PHONETIC(*))。表示内容を確認し、正しくなければ、直接、半角カタカナで入力し、姓と名の間を半角で1スペース空けて下さい。

注5) 「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。

注6) 「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。

注7) 「住所」欄は、住民票記載の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。また、落札事業者となった場合は、全員について住民票の写し等(参考1・意見聴取対象者等を参照)を提出して下さい。

注8) 「名称等」及び「所在地」欄は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。

意見聴取対象者等

※確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。

意見聴取の対象 ^(※1)		意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入札参加事業者の場合	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等 ^(※3) ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	② ①の法定代理人 ^(※2)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (①の戸籍抄本)
	③ 入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書 ^(※4)
	④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (④の戸籍抄本)
	⑥ ③の主要株主等 ^(※5) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
	⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 、名称	・住民票の写し等
	⑨ ③の親会社等 ^(※6) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑨の戸籍抄本)
	⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合等	・登記事項証明書
	⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑫の戸籍抄本)
	⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 、名称	・住民票の写し等

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「住民票の写し等」とは、原則として、住民票の写し(本籍地の記載あるもの)、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の外国人登録原票の写し又はこれに代わる書面(いずれも発行後6ヶ月以内のもの)とする。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよい。

※4 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内のもの)

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

暴力団排除に関する欠格事由

【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（【1】説明）

上記のとおり。

【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

（【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員のうちに【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

（【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【4】法第10条第8号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

(【4】説明)

法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」については、その概念が広く、入札参加時に意見聴取の対象をすべて特定することは困難であるため、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

【5】法第10条第9号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

(【5】説明)

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。

- ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する

者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取の対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能とな

- る関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

- 一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
 - 二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。
 - 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有す

る者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法 (明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

暴力団排除手続に関するよくあるご質問について

暴力団排除手続に関するよくあるご質問について、Q&A形式で掲載しています。

Q1.	市場化テスト事業の応札に当たって、入札参加事業者の会社役員及び親会社の役員等の住民票の写しを提出することとなっていますが、入札参加事業者の事務負担軽減の観点から、住民票の写しの提出の省略を認めてももらえないでしょうか。
A1.	「公共サービス改革法」では、市場化テスト事業を実施する事業者から暴力団員等を排除するため、暴力団排除条項を規定しており、暴力団員等(その者の親会社等に暴力団員等がいる場合を含む)は入札に参加できないこととしています。(法第10条第4号及び第6号から第9号) その具体的な運用については、警察庁とも協議の上「運用要領」(平成18年12月13日付)を定め、各事業の入札の際には当該要領に基づいた暴力団排除の手続を行っています。その際、添付書類として入札参加事業者の会社役員及び親会社の役員等の住民票の写しの提出をお願いしています。 住民票の写しの提出については、警察庁への意見聴取の際の住所確認の確実性を担保するため、入札時点での役員等の住所が住民票と一致していることを確認するためにお願いしているものです。
Q2.	住民票の写しの提出の代わりに、免許証のコピー等の本人確認が可能な書類を提出することとはできないでしょうか。
A2.	免許証のコピー等は、その偽造が容易に可能なことなどから、住民票の写しによる確認をお願いしています。
Q3.	提出する住民票の写しは、発行後3ヶ月以内のものとされていますが、6ヶ月以内のもので認めてもらえないでしょうか。
A3.	個人の住所については、頻繁に異動する例も多く見受けられることから、実施府省等から警察庁への意見聴取に際しての住所確認は、なるべく直近の書類で行ってもらうことが望ましいため、3ヶ月以内のものとしています。
Q4.	同時期に複数の入札に参加する必要がある場合、住民票の写しのコピーを提出することを認めてもらえないでしょうか。
A4.	コピーの提出については、その偽造が容易に可能なことから、原則として認めておりません。ただし、同一事業で複数の入札に参加する場合、又は同一府省等内で提出済みの原本の確認が出来る場合については、実施府省等の判断でその省略を認めることとしております。
Q5.	役員の数が多い場合に配慮した手続を設けてもらえないでしょうか。
A5.	役員の数によって別の手続を設けることが難しいため、同じ手続でお願いしています。